平成２１年（フ）第６００号
静岡市清水区西久保１丁目１番７号、旧住所静岡県藤枝市茶町４丁目16番18号
債務者　平　ひとみ（旧姓柴田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月４日午前９時50分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９２４号
東京都国分寺市日吉町１丁目12番地３片山マンション203
債務者　佐々木　洋
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５５７号
静岡県焼津市中新田688番地の１
債務者　佐々木真由美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後４時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２９号
静岡市駿河区丸子５丁目８番３号　西村コーポ２－Ｂ号、旧住所静岡市駿河区丸子新田411番地の１　ウンノマンション101号
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第９２７号
埼玉県さいたま市北区別所町37番地１
破産者　株式会社シード
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
埼玉県狭山市新狭山３丁目８番地の３
破産者　有限会社ビストロマネジメント
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２６０号
北海道深川市八条５番５号
破産者　株式会社飯沼管工設備
1　決定年月日　平成21年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第８５号
秋田県能代市中和１丁目４番15号
破産者　能代水道工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第３７号
秋田県能代市富町19番19号
破産者　株式会社能代種苗園
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第７１号
秋田県能代市浅内字横道28番地３
破産者　有限会社加藤自動車ボデー工場
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第２５８号
東京都青梅市野上町２丁目７番地の４クレアトゥール野上507
破産者　高橋　恒実
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４７３号
東京都武蔵村山市中央２丁目13番地の２
破産者　磐城東亜工業有限会社
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４７４号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目８番地の６
破産者　山﨑　安則
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４４号
宮城県仙台市泉区上谷刈１丁目６―50
破産者　有限会社シュターク
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
川崎市川崎区浅田４丁目15番５号
破産者　株式会社ギャランフィールド
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
横浜市鶴見区仲通２―69―３―101、住民票上の住所川崎市川崎区浅田４丁目15番５号
破産者　矢吹　竜也
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
横浜市鶴見区仲通２―69―３―101、住民票上の住所横浜市鶴見区平安町１丁目76番地
破産者　飯尾　　都（旧姓矢吹）
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７９号
静岡市駿河区中島3057番地の１
破産者　有限会社駿河コーポレーション
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７４７号
大阪市淀川区三津屋南３丁目８番53号
破産者　株式会社ソフィア・テック
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９号
大阪市平野区流町３丁目３番９号
破産者　株式会社アーテム
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３００７号
大阪市西区新町１丁目32番16号
破産者　有限会社フロレゾン
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部